

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油装置密封油真空ポンプ（A）給油電磁弁に異音（チャタリング音）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉給水ポンプ（B）駆動用タービン試運転において、潤滑油フィルタ切替弁ハンドルストッパに曲がりがあることが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	工具センタより貸出したノギスの返却時確認において、ノギス部品（板バネ）が紛失していることが認められたため、対応検討	D	
4	2号機	プロセス計算機原子炉給水流量回路点検において、ループ計器精度外れが認められたため、当該回路を修理	D	
5	2号機	廃棄物処理系廃液収集タンクサンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	2号機	原子炉格納容器漏えい率検査において、サンプリング酸素圧力計点検用大気解放弁に漏えいが認められたため、対応検討	D	
7	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）入口弁グランド部よりリーク（1滴/2分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	端子箱（復水脱塩装置制御電磁弁用）の上蓋留めネジに外れ（4箇所中2箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
9	3号機	端子箱（給水加熱器ドレンポンプ（A）電源ケーブル中継用）の上蓋留めネジに外れ（6箇所中3箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
10	3号機	制御棒駆動機構自動分解装置駆動水冷却装置の外側カバー留めネジに外れ（32箇所中11箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
11	3号機	非常用炉心冷却系吸込圧力監視装置電源の故障表示ランプの点灯が認められたため、当該電源を点検・修理	D	
12	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置制御盤に警報「満水流量異常」の発生が認められたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	主タービン主蒸気止め弁（1）点検において、弁体廻り止め用ピン溝に摩耗が認められたため、当該ピン溝を修理	D	
14	4号機	制御棒駆動機構取外・取付作業において、制御棒駆動機構交換装置を回転させたところ、交換装置と温度検出ケーブル用パンチングトレイが干渉しパンチングトレイを変形させたため、対応検討	D	
15	4号機	取水設備スクリーン装置洗浄水サイクロンセパレータ（B）点検において、ブロー配管内面ライニングに一部劣化（膨れ等）認められたため、当該部を修理	D	
16	4号機	主タービン主蒸気止め弁（3・4）浸透探傷検査において、弁体廻り止め用ピン溝に指示模様ที่認められたため、当該ピン溝を修理	D	
17	4号機	直流±24V充電器盤（B）点検において、盤内警報用ブザーの動作不良が認められたため、当該ブザーを修理	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）発電機電圧計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
19	4号機	復水補給水系全体停止水抜き作業において、復水移送ポンプベント及びドレン集合配管からの溢水が認められたため、対応検討	C	
20	4号機	低圧タービン（A・B）ロータ16段タイヤ銀ロー溶接部目視点検において、銀ロー溶接部にブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
21	4号機	高圧復水ポンプ（C）電動機軸受メタル浸透探傷検査において、メタルに指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	電気油圧式制御装置制御盤点検において、マスターコントローラ入力信号の不良が認められたため、当該コントローラを修理	D	
23	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）の過負荷トリップ事象が認められたため、当該ポンプを点検・修理	C	
24	5号機	高圧注水系タービン潤滑油配管フラッシングにおいて、潤滑油ポンプの運転音の異常とタービン第一軸受油切り部より油の漏えい（約30リットル）が認められたため、対応検討	C	
25	6号機	原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
26	その他	サイトбанка設備使用済み制御棒の減容作業において、制御棒取扱具が制御棒に固着していることが認められたため、当該制御棒取扱具を点検・修理及び対応検討	C	